

標題

USCG 発行のバラスト水管理計画書の評価指針及び船体付着物・堆積物の管理について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0945

発行日 2013年3月1日

各位

United States Coast Guard (USCG) は、米国海域内を航行する船舶に対するバラスト水処理装置設置を強制化する規則 "Standards for Living Organisms in Ship's Ballast Water Discharged in U.S. Waters" を施行しております。詳細は、ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0903 をご参照下さい。

本規則により、米国海域内を航行する船舶には、バラスト水管理計画書の搭載が義務付けられておりますが、今般、USCG によりバラスト水管理計画書の評価指針が発行されましたのでお知らせ致します。

本評価指針によると、バラスト水管理計画書の記載内容について、バラスト水管理条約で要求される記載内容に加え、33 CFR Part 151.2050(g)(3) により、"Detailed fouling maintenance and sediment removal procedures" の記載が要求されます。

[Detailed fouling maintenance and sediment removal procedures の記載内容について]

多くの船舶では、船体抵抗の減少や燃料効率の維持のために、船体付着物管理手順が採用されております。船体付着物の管理手順を求める目的は、接水面での微生物の成長を抑える有効な対策を実施することであり、この管理手順は、船体付着物による米国海域への有害な海洋生物の持ち込み防止に有効となります。

### 1. Fouling maintenance procedures (船体付着物管理手順)

船体付着物管理手順は独立した手順書としても差支えありませんが、船舶の運用手順の一部とし、バラスト水管理計画書の中で参照しても差支えありません。手順には、以下の内容を含みます。

- (1) 防汚システム及びその使用方法、もしくは、使用される処理方法の詳細。この中には、ニッチエリア(水流が変化するためにより多く船体付着物が見られる部分。例:シーチェスト、バウスラスタ、プロペラなど)に使用されるものも含まれます。防汚システムの設置場所及び時期、船舶の塗装箇所、そのメンテナンス、該当する場合にはその使用方法。
- (2) 付着しやすい船体部分、防汚システムの定期点検、修繕、メンテナンス、新替えのスケジュール。
- (3) 使用する防汚システムに適した、推奨される使用状態と使用方法の詳細。
- (4) 使用される防汚システムの詳細を含む、乗組員の安全に関する詳細。

(次頁に続く)

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

- (5) 船体付着物管理手順/計画の実施事項に関する書類(例:ドライドックや水中検査の請求書、船体付着物に関する検査報告書、防汚システム(海水冷却システムに使用されるものを含む)の更新や新替えのために実施された事項に関する書類、船舶が定期運行を外れて航行した時期と場所を記載した書類(船舶が長期間陸揚げされていた、あるいは航行を中断していた時期の詳細を含む。また、その期間内やその後、船体付着物を最小限にするために実施した対策を含む)。

この対応として、MEPC.207(62)に準拠した船体付着物管理手順書(Biofouling Management Plan)が使用可能です。弊会では、MEPC.207(62)に準拠した船体付着物管理手順書(Biofouling Management Plan)のガイダンスを作成しております。当該ガイダンスは、弊会ホームページからダウンロード可能ですので、必要な際には、弊会ホームページよりダウンロード下さい。  
 弊会ホームページ: <http://www.classnk.or.jp> ホーム > 情報サービス > 出版物 > PDF 出版物・その他出版物

## 2. Sediment removal procedures (堆積物除去手順)

堆積物除去手順は、バラスト水管理計画書の中にも記載されておりますが、以下の項目に関する情報が記載されている事をご確認下さい。

- (1) バラスト水取入れの際の堆積物の蓄積防止方法(堆積物が船内に入り、タンク内に沈殿することを前提とする)。堆積物が蓄積した際、33 CFR Part 151.1510(a)(1) 及び 33 CFR Part 151.2025(a)(3)で規定されている最低水深及び沿岸部からの距離にある USCG 規則に適合した水域において、タンク洗浄を行う場合の手順。
- (2) バラストタンク内の堆積物の量を定期的に監視する手順。
- (3) 蓄積した堆積物を適時、必要に応じて除去するための手順。除去の頻度と時期は、堆積物の蓄積、船舶の運行状況、受入施設の利用可否、乗組員の業務量、安全上の考慮事項などに依存する。
- (4) 堆積物の廃棄手順。堆積物は受入施設で処理するのが理想的である。堆積物を船のバラストタンクから取り除いて海上で廃棄する場合、廃棄は沿岸から 200 海里より外、かつ水深 200 メートル以上の水域で行う。
- (5) 好ましくない堆積物の取り込みを最低限に抑え、堆積物を除去しやすく、かつ堆積物の除去やサンプリングを行える安全な点検口が付いていることを示す船舶設計及び構造の要目。

Reg.17254 Federal Register / Vol.77 及び、今般 USCG より発行されましたバラスト水管理計画書の評価指針の全文は、以下の URL よりご覧になれます。

Reg.17254 Federal Register / Vol.77:

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2012-03-23/pdf/2012-6579.pdf>

Guidance on verification of Fouling Maintenance and Sediment Removal Procedures:

[http://www.uscg.mil/hq/cg5/cg522/cg5224/docs/Guidance\\_on\\_verification\\_of\\_Fouling\\_Maintenance\\_and\\_Sediment\\_Removal\\_Procedures\\_Final\\_5Nov2012.pdf](http://www.uscg.mil/hq/cg5/cg522/cg5224/docs/Guidance_on_verification_of_Fouling_Maintenance_and_Sediment_Removal_Procedures_Final_5Nov2012.pdf)

(次頁に続く)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2022 / 2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: [mcd@classnk.or.jp](mailto:mcd@classnk.or.jp)